指定訪問看護事業所の出張所(サテライト)の届出について

　指定訪問看護事業所の出張所(サテライト)の開設につきましては、本体指定訪問看護事業所としての変更手続になります。

**１　指定訪問看護事業所の出張所(サテライト)の開設のスケジュール**

（１）事前相談

事前相談は、出張所(サテライト)の開設の前々月の末日(末日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに済ませてください。

①　出張所(サテライト)の開設に関しての理由書の提出

　　　出張所(サテライト)の開設に関しての理由書(任意様式)を事前相談時に提出してください。

　　　　理由書としては、例えば“出張所(サテライト)を設置することにより24時間体制でのサービス提供が必要な重度障害者、緊急対応が必要な精神障害者等に対して迅速あるいは効率的なサービス提供等を行うことが可能になる”等合理的な理由が必要です。

　　 ②　図面相談

　　　　 本体事業所と同様の設備及び備品が必要です。候補とする物件の図面を

お持ちください。

　　（相談窓口）名古屋市健康福祉局介護保険課居宅指定係

　　　　　　　　電話：０５２－９７２－３４８７

（２）変更届

　　　変更届は、出張所(サテライト)の開設月の前月末日(末日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに行ってください。

**２　指定訪問看護事業所の出張所(サテライト)の設置基準及び変更届について**

[サテライト設置基準](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00124867/standardofsatellite20200701.pdf)

**３　注意事項**

※　元々法人に複数の事業所があり、看護職員の常勤換算2.5以上が確保できなくなった等、基準を満たせなくなったという理由で出張所(サテライト)を設置することは、原則認められませんので注意してください。

※　サテライト事業所については、概ね１年以内に一般指定事業所とするように努めてください。